

他法令に基づく制度の民間活用状況

労働基準局安全衛生部

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

建築基準法におけるエレベーター工事の着手前の審査における民間機関の活用

- 一定の建築物を建築等しようとする建築主は、建築基準法に基づき、**工事の着手前に、建築計画が法令で定められた建築基準に適合していることについて、建築主事等による建築確認を受けなければならない。**
- このうち、当該建築計画で用いられるエレベーター等の建築設備等の型式については、**民間の指定認定機関による型式適合認定を受けている場合には、建築確認における強度計算等の技術的な確認が省略される**仕組みとなっている。

建築基準法

建築主

確認申請

建築確認

確認済証（建設の許可）

エレベーター製造者

型式適合認定申請

型式適合認定

検査主体：指定認定機関

審査内容：

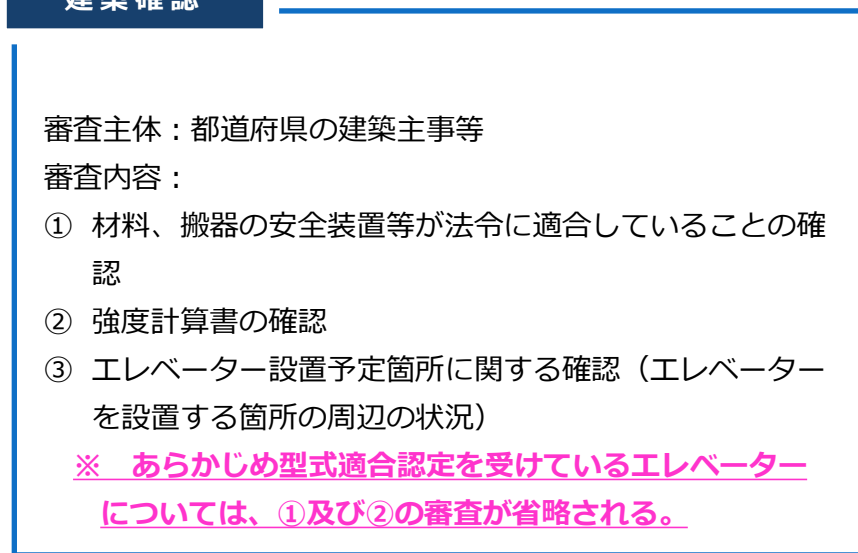
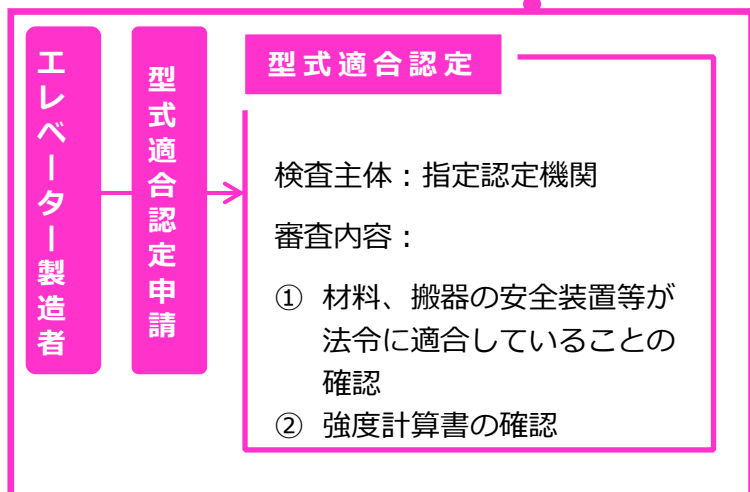
- ① 材料、搬器の安全装置等が法令に適合していることの確認
- ② 強度計算書の確認

審査主体：都道府県の建築主事等

審査内容：

- ① 材料、搬器の安全装置等が法令に適合していることの確認
- ② 強度計算書の確認
- ③ エレベーター設置予定箇所に関する確認（エレベーターを設置する箇所の周辺状況）

※ あらかじめ型式適合認定を受けているエレベーターについては、①及び②の審査が省略される。



改正建築基準法における民間活用（建築確認）

平成7年11月から平成9年3月にかけて、建築審議会において、建築規制制度の枠組みの在り方等を審議、民間機関を活用した建築規制制度等について答申がなされ、平成10年6月に建築基準法が改正された。

「二十一世紀を展望し、経済社会の変化に対応した新たな建築行政の在り方に関する答申」（平成9年3月24日）（抜粋）

I. 経済社会の変化と建築行政の課題

(2)構造的変革に対応した行政の在り方の見直しの要請

官民の役割分担の見直し等により、簡素で効率的な執行体制へと改革する（中略）ことが求められている。

その執行は地方公共団体が自らの責任において行うことを基本としつつ（中略）建築規制制度の枠組みを再構築することが求められている。

II. 改革に当たっての基本的考え方

(2)新たな経済社会に対応した行政執行体制や市場の整備

従来、**行政が行ってきた建築確認・検査等**についても、今後は**行政側の十分な体制整備を期待することが困難**であることや、建築産業の成長拡大を通じて建築士等の建築生産業務に携わる専門技術者の絶対数が確保され、**民間による多様なサービスの提供が期待できる状況**になっていることを踏まえ、建築規制制度における**民間の役割を積極的に拡大**すべきである。

具体的には**民間企業等が、建築確認・検査を行政に代わって行う**仕組みを構築し、行政による直接的な対応を中心とする枠組みから、**監査や処分の厳正な実施等の間接的コントロール**により制度の適正な運営を確保する方式へと移行すべきである。

<建築基準法における民間機関の活用>

性能規定化に対応した審査

- ・ **指定認定機関によるエレベーター等の工作物の型式適合認定**
- ・ 指定性能評価機関による建築材料等の性能評価
- ・ 指定構造計算適合性判定機関による大規模建築物の構造計算

建築確認・検査制度の充実・効率化

- ・ 指定確認検査機関による建築計画の確認
- ・ 指定確認検査機関による施工時の中間検査
- ・ 指定確認検査機関による工事完了時の完了検査

高圧ガス保安法における民間機関の活用

高圧ガス保安法においては、民間事業者の技術的能力の向上などに伴い、以下のとおり、民間事業者の技術的能力の活用を図っている。

- 特定設備（高圧ガスの製造に係る容器等）を製造する者等は、**設備の工程ごとに、設計、材料、加工、溶接、構造の確認をする特定設備検査を受けなければならない**。高圧ガス保安協会、指定特定設備検査機関が行う。**特定設備検査に合格した設備は、設備の完成後に都道府県知事等が行う完成検査の際に一部の検査項目が省略**される。
- 一般高圧ガス保安規則等で定められている技術基準に拠らないで機器の製作等を行おうとする場合は、**事前に、特定案件事前評価を受けなければならない**。高圧ガス保安協会が、申請書類に基づく書類評価及び必要に応じて行う現地評価を行う。**経済産業大臣特別認可（大臣特認）申請の際に、特定案件事前評価を添付しなければならない**。
- 例示基準（技術的要件を満たす技術的内容を具体的に例示したもの）に拠らないで機器の製作等を行おうとする場合は、適用しようとする詳細基準の妥当性について、**事前に、詳細基準評価を受けることができる**。高圧ガス保安協会が、申請書類に基づく書類評価及び必要に応じて行う現地評価を行う。**都道府県等の許認可、検査等の際に、評価の結果を添付することで、適用しようとする詳細基準の妥当性を証する資料の添付を省略**することができる。

平成8年高圧ガス保安法改正の概要（民間検査能力の活用関係）

完成検査、保安検査等の各種検査については、原則として公的機関が実施することになっていたが、事業者の保安体制に応じて自主検査又は民間検査会社の検査を認めることとした。

高圧ガス保安法における民間機関の活用（容器検査）

概要：

この検査は、高圧ガスを充填するための容器であって、地盤面に対して移動することができるものを製造又は輸入した者が受けなければならないもので、高圧ガス保安法第44条第1項に基づいて行うもの。

容器とは、一般的にいうボンベのことで、容器の種類には、継目なし容器・溶接容器・超低温容器・低温容器・ろう付け容器・繊維強化プラスチック複合容器（FRP容器）等がある。

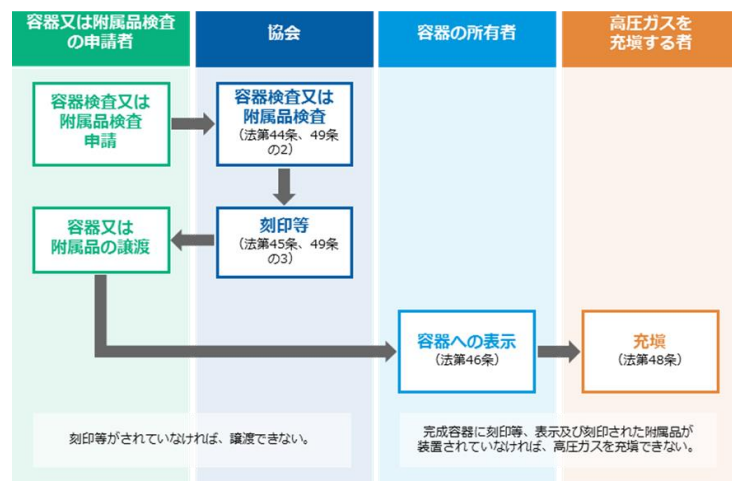
この検査に合格し、刻印又は標章が掲示（刻印等）されている容器でなければ、譲渡又は引き渡しを行うことができない。また、容器に高圧ガスを充填するときには、その容器に刻印等及び表示がされ、附属品検査に合格し刻印された附属品が装置されている必要がある。

検査の内容：

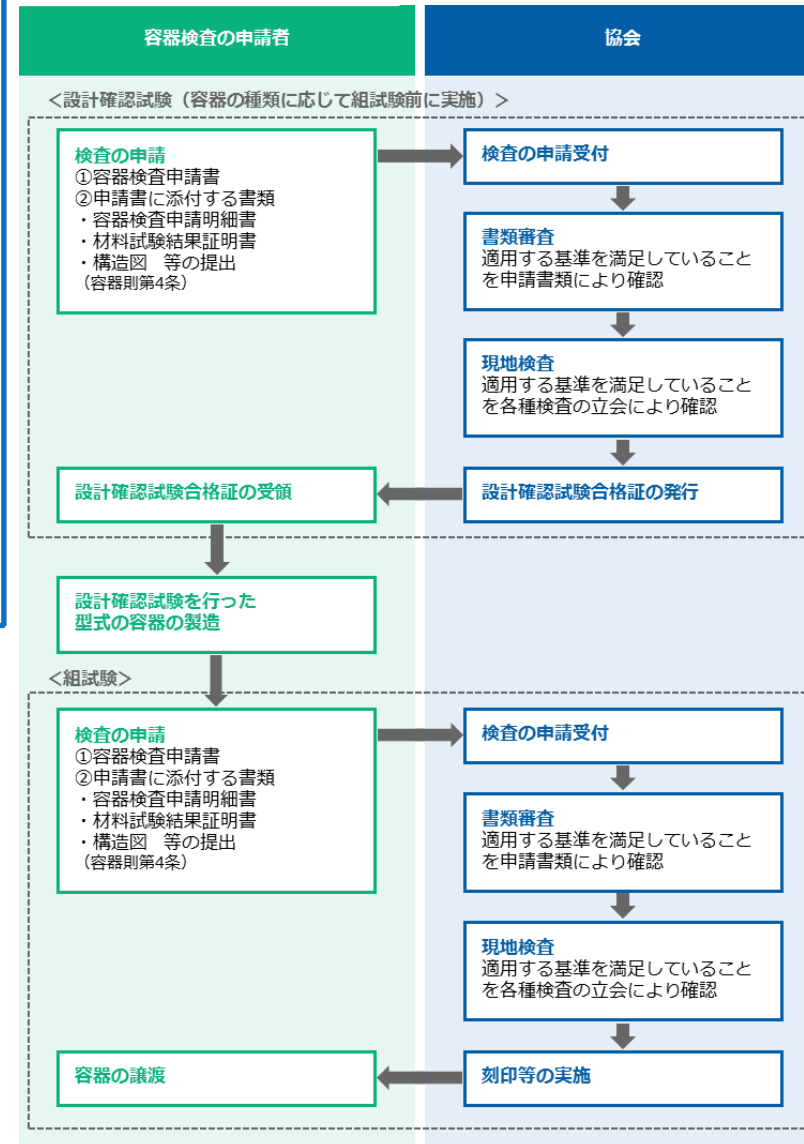
検査は、関係規則及びマニュアルに従って、製品の適否を行う組試験（容器の種類に応じ、組試験の前に設計の適否を行う設計確認試験を行う。）及び関係規則の技術上の基準に適合していることの確認を、書類審査及び現地検査により行う。

検査の対象者：容器の製造者又は輸入者

製造から充填までの標準的なフロー



検査の標準的な流れ



高圧ガス保安法における民間機関の活用（特定設備検査）

概要：

この検査は、特定設備（高圧ガスの製造及び貯蔵に係る塔、貯槽、熱交換器等の圧力容器であって、主に設計圧力[MPa]と内容積[m³]の積が0.004を超えるもの）の製造者又は輸入者が受けなければならないもので、高圧ガス保安法第56条の3に基づいて行うもの。

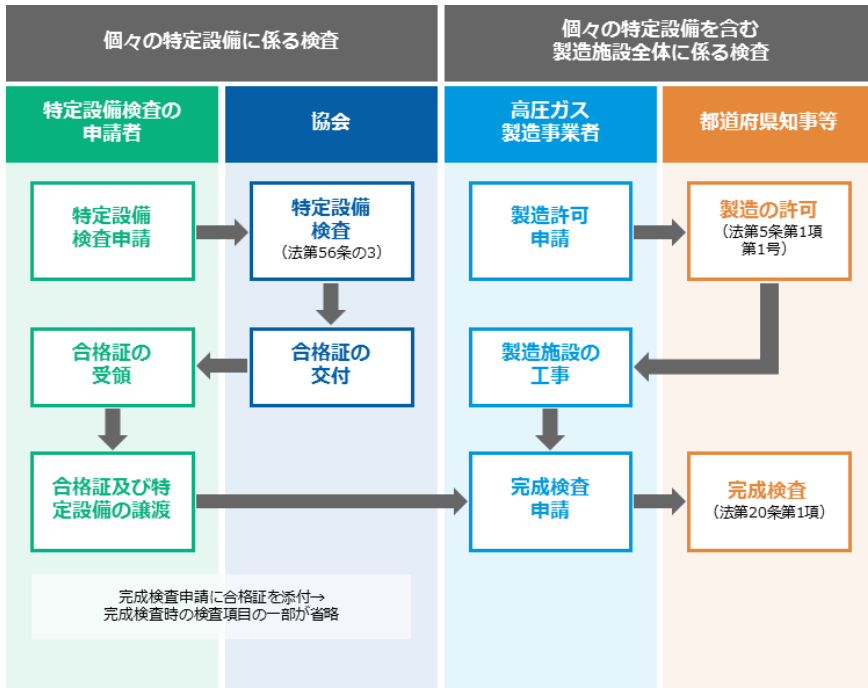
特定設備検査に合格した設備は、完成検査の際に一部の検査項目が省略される。

検査の内容：

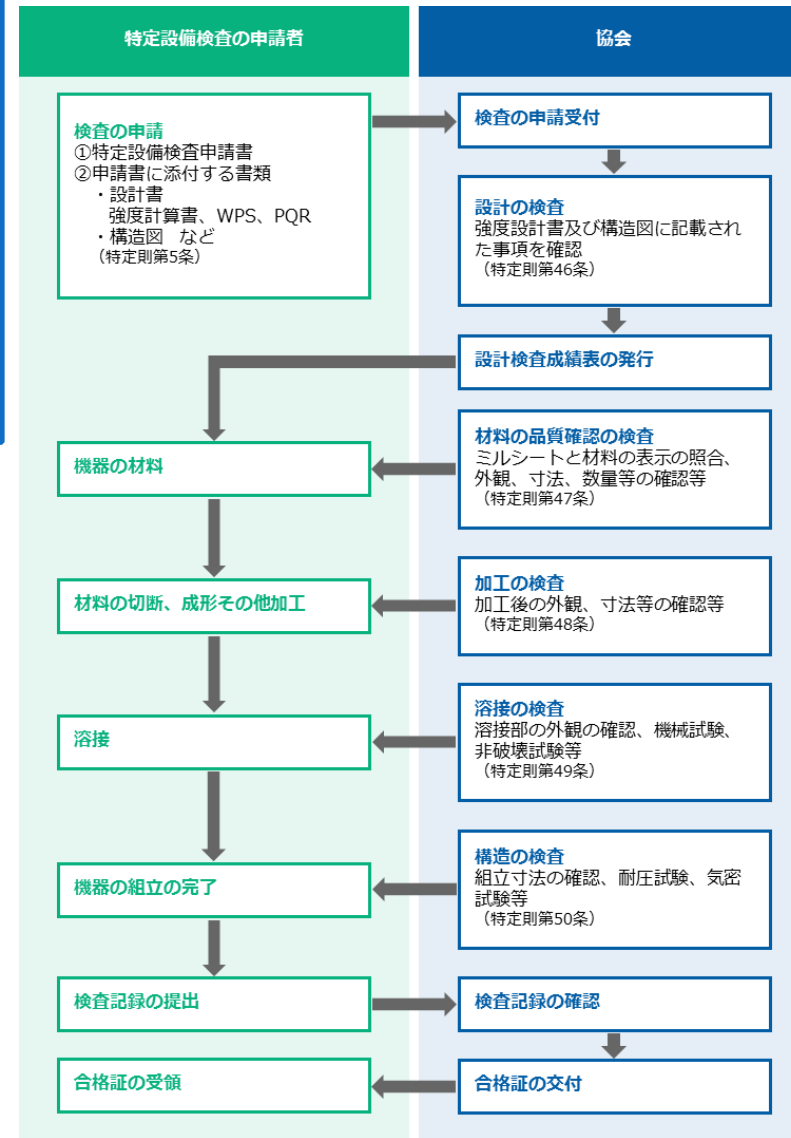
検査は、関係規則及びマニュアルに従って、設計の検査を行った後、材料の品質確認の検査、加工の検査、溶接の検査、構造の検査を立会により行い、関係規則の技術上の基準に適合していることを確認する。

検査の対象者：特定設備の製造者又は輸入者

製造から完成検査までの標準的なフロー



検査の標準的な流れ



高圧ガス保安法における民間機関の活用（特定案件事前評価）

概要：

この評価は、関係規則に定められている規定に拠らないで機器の製作、高圧ガスの製造等を行おうとする場合に、経済産業大臣特別認可（大臣特認）申請をしようとする者が受けなければならないもので、通達に基づいて行う。

大臣特認申請を行う際には、特定案件事前評価委員会による技術上の評価の結果を添付しなければならない。

特定案件事前評価の概要図

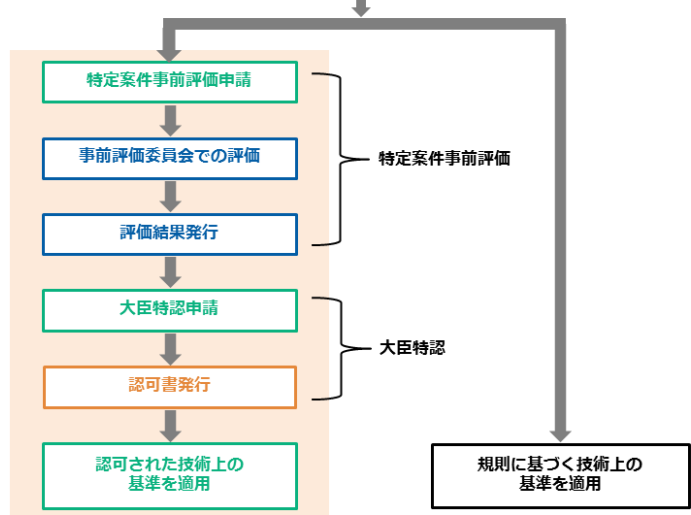
高圧ガス保安法関係規則

一般高圧ガス保安規則、液化石油ガス保安規則、コンビナート等保安規則、冷凍設備保安規則、特定設備検査規則、容器保安規則、国際相互承認に係る容器保安規則

- 高圧ガスの製造の方法
 - 高圧ガスの貯蔵の方法
 - 高圧ガスの移動の方法
 - 高圧ガスの消費の方法 …など
 - ⇒ 高圧ガスの製造等に係る基準
- 高圧ガス設備の製造
 - 容器又は附属品の製造
 - 特定設備の製造
 - 冷凍設備の製造 …など
 - ⇒ 高圧ガス設備等に係る基準

高圧ガス保安法関係規則によらない場合

高圧ガス保安法関係規則による場合

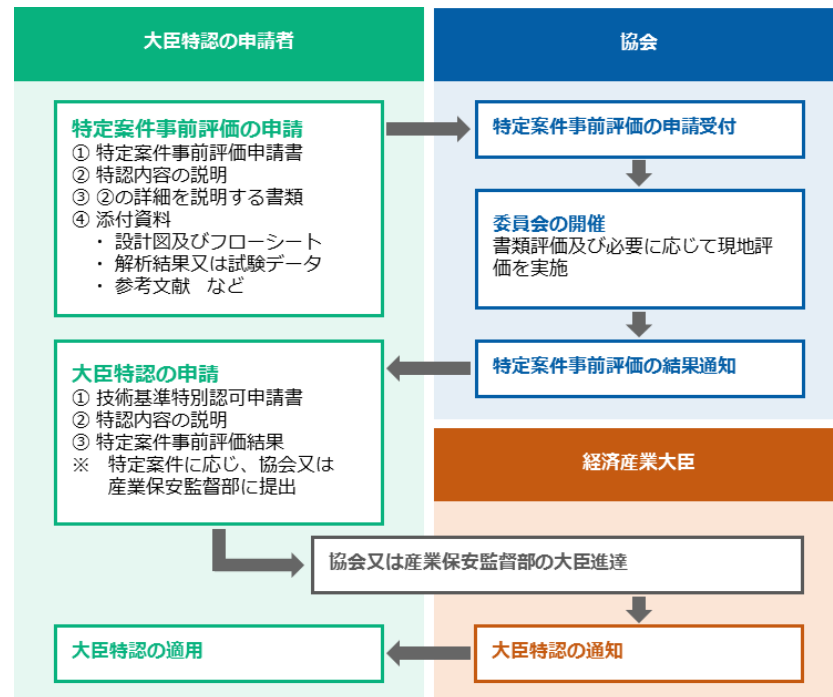


特定案件事前評価の申請者

経済産業大臣

協会

検査の標準的な流れ



検査の内容：

評価は、要領に従って、主に規則に定める基準に拠れない理由及び対応策の妥当性について、特定案件事前評価委員会にて、申請書類に基づく書類評価及び必要に応じて行う現地評価により行う。

検査の対象者：

関係規則に定められている規定に拠らないで機器の製作、高圧ガスの製造等を行おうとする者で、経済産業大臣に大臣特認を申請しようとする者

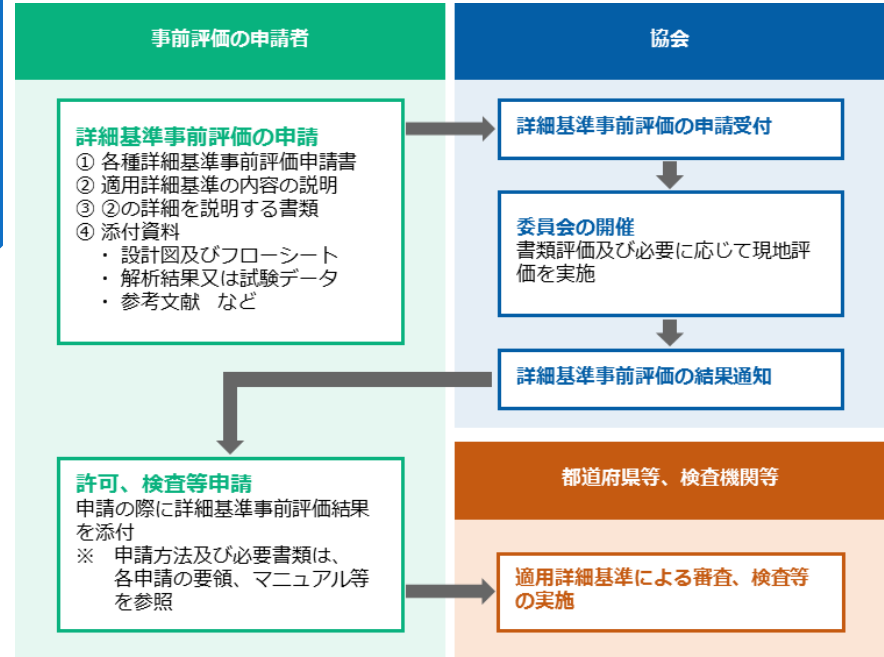
高圧ガス保安法における民間機関の活用（詳細基準事前評価）

概要：

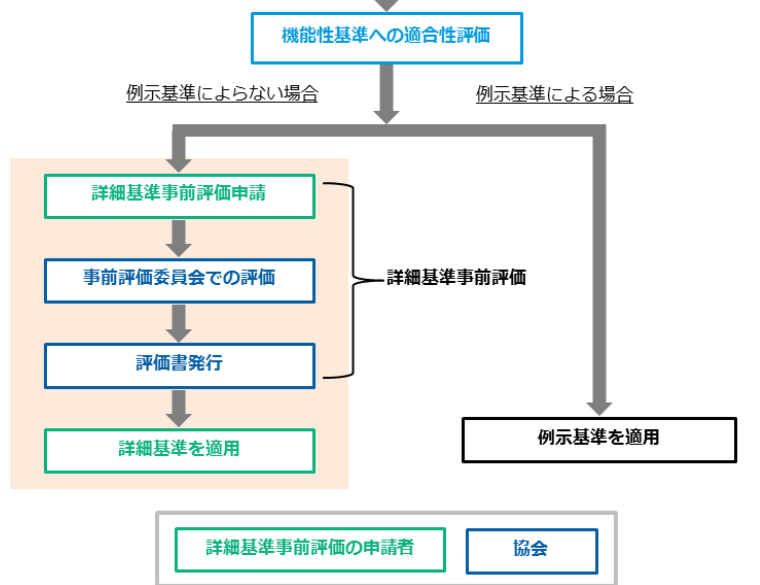
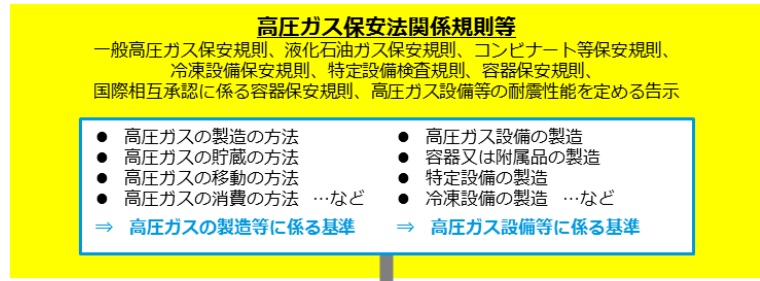
この評価は、関係規則に係る例示基準によらないで機器の製作、高圧ガスの製造等を行おうとする場合に、適用する詳細基準の妥当性について、通達に基づいて行う。

都道府県等の許認可、検査機関等の検査等において詳細基準を適用する場合、この評価の結果を添付することで、詳細基準が機能性基準に適合することを証する資料（論文、規格、解析結果、試験データ等）の添付を省略することができる。

検査の標準的な流れ



詳細基準事前評価の概要図



検査の内容：

評価は、要領に従って、詳細基準が機能性基準に適合するかどうかについて、詳細基準事前評価委員会にて、詳細基準の内容を説明する申請書類に基づく書類評価及び必要に応じて行う現地評価により行う。

検査の対象者：

関係規則に係る例示基準によらないで機器の製作、高圧ガスの製造等を行おうとする者